

一般社団法人 栃木県薬剤師会理事及び監事選挙規則

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人栃木県薬剤師会（以下本会という）の理事及び監事選挙は、定款及び定款施行細則に定めるもののほか、本規則によって行う。
ただし、定款施行細則第 9 条第 2 項に定めた会員以外より選任する理事及び監事は、同条第 3 項の規定による。

第 2 条 本規則により理事（25人以上30人以内）、監事（3人以内）を選任する。
理事及び監事の内訳は次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------------|
| 1、会 長 | 1人 |
| 2、副 会 長 | 5人 |
| 3、専務理事 | 1人 |
| 4、常務理事 | 8人 |
| 5、理 事 | 10人から15人（会員外理事5人以内を含む） |
| 6、監 事 | 3人（会員外監事1人を含む） |

(選挙期日等の公示)

第 3 条 会長は、前条の選挙を行うときは、選挙を行う日の20日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を、本会の事務所に掲示するとともに会報、ホームページに掲載又は全会員に通知する。

(被選挙資格)

第 4 条 理事及び監事の被選挙資格は、選挙を行う日の3年前までに、本会並びに公益社団法人日本薬剤師会への入会手続きを、正式に完了している正会員とする。

(立候補の届出)

第 5 条 理事及び監事の候補者になろうとする会員は、第 3 条による公示の日から選挙を行う10日前までに、別に定める文書により、別に定める書類を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、同時に2つ以上の選挙の候補者になることはできない。

- 2 前項の届出の受付は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までの間に、本会の事務所において行う。
- 3 郵送による届出は、締切日時までに本会の事務所に到着したものををもって有効とする。

(立候補の辞退)

第 6 条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われるまでに、本人が署名した文書により、会長に届け出て、立候補を辞退することができる。

(候補者一覧表の作成と送付)

第 7 条 会長は、第 5 条による届出を締め切ったときには、直ちに候補者一覧表を作成し、本会の事務所に掲示するとともに、速やかに代議員及び関係者に送付しなければならない。

- 2 前項の候補者一覧表の記載順位は、会長がくじで定める。

(投票権者と投票の方法)

第 8 条 理事及び監事の投票権者は、投票を行うため、議長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。但し、災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等その被災地域の市民の生命、身体若しくは財産に対して及ぼす程度においてこれらに類する事象により生じる被害をいう。）等特段の事情がある時期に行われる選挙については、理事会の議決により、総会に出席しな

い代議員の書面による投票権の行使（以下「書面投票という」。）を認めることができる。なお、書面投票の実施要領は、その都度会長が定める。

- 2 投票は、別に定める投票用紙により、選ぶべき員数が1人のときは単記無記名投票によって、2人以上のときは、選ぶべき員数の連記無記名投票によって行う。
- 3 投票権者は、代議員本人とする。

（投票の効力）

第9条 投票の効力は、投票及び開票に立会うため、議長が、代議員のうちから指名した選挙立会い人が、議長の意見を聞いて決定する。

（無投票当選）

第10条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、又は超えなくなったときは、総会の議決を経て、投票を行わずにその候補者をもって、当選者とすることができる。

- 2 前項による議決が得られず、かつ第6条による立候補の辞退がないときは、投票を行う。

（選挙を行う日の補欠選挙）

第11条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数に不足するとき、又は前条第2項による投票により選ぶべき員数が不足となったとき、その選挙を行う日に、総会の議決を経て、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

- 2 前項に定める別段の方法によるときは、第5条、第6条の規定は適用しない。

（理事及び監事の必要得票数と当選者の決定）

第12条 選挙により得票を得た者のうち、多数を得た者から、順次選ぶべき員数までを、当選者とする。

- 2 得票数が同じときは、議長が、くじで当選者を定める。
- 3 必要数にいたらない場合は、再選挙を行う。

（当選者の確定と宣告）

第13条 議長は、選挙立会人から、投票結果の報告を受けたときは、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告するものとする。

（規定していない事項と疑義の処理）

第14条 本規則に定めていない事項、あるいは選挙に関する疑義は、議長が、総会に諮って処理する。

（規則の改廃）

第15条 本規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

本規則は、平成12年 2月12日より施行する。

平成24年 4月 1日 改正

平成31年 3月11日 改正

令和 4年 5月19日 改正